

B

令和 6年 5月23日提出

議 案 の 参 考 資 料

浜 松 市

第 78 号議案 令和 6 年度浜松市一般会計補正予算（第 2 号）

第 79 号議案 令和 6 年度浜松市中央卸売市場事業特別会計補正予算（第 1 号）

第 80 号議案 令和 6 年度浜松市水道事業会計補正予算（第 1 号）

第 81 号議案 令和 6 年度浜松市下水道事業会計補正予算（第 1 号）

第 78 号議案から第 81 号議案までの補正予算説明は、別冊を参照願います。

第 82 号議案 浜松市総合体育館条例の一部改正について

この条例は、受益者負担水準の適正化の観点から、浜松市引佐総合体育館の利用料金の見直しを行うものであります。

第 83 号議案 浜松市運動広場条例の一部改正について

この条例は、浜松市引佐運動広場を廃止するほか、所要の整備を行うものであります。

第 84 号議案 浜松市長等の浜松市に対する損害賠償責任の一部を免責する条例の一部改正について

この条例は、地方自治法施行令の一部改正に伴い、引用条項の整理を行うものであります。

第 85 号議案 浜松市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正について

この条例は、消防職員が異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれの著しい現場において緊急消防援助隊として行う消防の応援等の業務等に対し、消防勤務手当を支給できるようにするほか、所要の整備を行うものであります。

第 86 号議案 浜松市税条例の一部改正について

この条例は、地方税法の一部改正に伴い、特定バイオマス発電設備における固定資産税並びに滞在快適性等向上施設等における固定資産税及び都市計画税に係る課税標準の特例措置を行うとともに、災害被災者に係る市民税及び固定資産税の職権による減免規定の追加を行うほか、所要の整備を行うものであります。

第 87 号議案 浜松市立保育所条例の一部改正について

この条例は、浜松市立佐鳴台保育園の移転に伴う位置の変更を行うものであります。

第 88 号議案 浜松市病院事業の設置等に関する条例の一部改正について

この条例は、浜松医療センター及び浜松市リハビリテーション病院の診療科

目の追加を行うものであります。

第 89 号議案 浜松市観光バス公共駐車場条例の一部改正について

この条例は、浜松市観光バス公共駐車場の利用料金の改定を行うほか、所要の整備を行うものであります。

第 90 号議案 浜松市ギャラリーモール条例及び浜松市新川モール条例の一部改正について

この条例は、浜松市ギャラリーモール及び浜松市新川モールにおける禁止行為に関する規定の追加を行うほか、所要の整備を行うものであります。

第 91 号議案 浜松都市計画事業高竜土地区画整理事業施行条例の廃止について

この条例は、浜松都市計画事業高竜土地区画整理事業の完了に伴い、施行条例を廃止するものであります。

第 92 号議案 浜松市かわな野外活動センター条例の一部改正について

この条例は、受益者負担水準の適正化の観点から、浜松市かわな野外活動センターの利用料金の見直しを行うほか、湖西市内に所在する団体に対する優遇料金に関する規定を廃止するものであります。

第 93 号議案 浜松市美術館条例の一部改正について

この条例は、浜松市秋野不矩美術館について、利用料金制を導入するほか、所要の整備を行うものであります。

第 94 号議案 浜松市勤労福祉センター条例の制定について

この条例は、勤労者等の福祉の増進を図るため設置する勤労福祉センターについて必要な事項を定めるものであります。

第 95 号議案 工事請負契約の一部変更について
((国) 152号道路災害復旧工事(抑止工1))

(国) 152号道路災害復旧工事(抑止工1)の工事請負契約の変更契約締結について、浜松市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、提案するものであります。

第 96 号議案 工事請負契約の一部変更について
((国) 152号道路災害復旧工事(抑止工2))

(国) 152号道路災害復旧工事(抑止工2)の工事請負契約の変更契約締結について、浜松市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定に基づき、提案するものであります。

報 第 3 号 専決処分の承認について

専 第 6 号 令和6年度浜松市一般会計補正予算(第1号)(令和6年4月11日専決)

静岡県知事の辞職に伴う、令和6年5月26日執行の静岡県知事選挙の円滑な執行のため、直ちに業務に着手する必要があることから、地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したもので、同条第3項の規定に基づき、報告し、承認を求めるものであります。

※ 地方自治法抄

第179条 普通地方公共団体の議会が成立しないとき、第113条ただし書の場合においてなお会議を開くことができないとき、普通地方公共団体の長において議会の議決すべき事件について特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認めるとき、又は議会において議決すべき事件を議決しないときは、当該普通地方公共団体の長は、その議決すべき事件を処分することができる。ただし、第162条の規定による副知事又は副市町村長の選任の同意及び第252条の20の2第4項の規定による第252条の19第1項に規定する指定都市の総合区長の選任の同意については、この限りでない。

2 (略)

3 前2項の規定による処置については、普通地方公共団体の長は、次の会議においてこれを議会に報告し、その承認を求めなければならない。

4 (略)

報 第 4 号 専決処分の承認について

専 第 7 号 浜松市税条例の一部改正について（令和6年3月30日専決）

地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）が令和6年3月30日に公布されました。

このうち、一部の改正内容については令和6年4月1日から直ちに課税等の実務で対応する必要があったため、条例の一部改正について地方自治法第179条第1項の規定により専決処分したもので、同条第3項の規定に基づき、報告し、承認を求めるものであります。

報 第 5 号 専決処分の報告

道路瑕疵3件（専第8号、専第9号、専第10号）、交通事故8件（専第11号、専第12号、専第13号、専第14号、専第15号、専第16号、専第17号、専第18号）、物損事故3件（専第19号、専第20号、専第21号）にかかる和解及び損害賠償の額の決定並びに工事請負契約の変更2件（専第22号、専第23号）について、地方自治法第180条第1項の規定に基づき専決処分したもので、同条第2項の規定に基づき報告するものであります。

※ 地方自治法抄

第180条 普通地方公共団体の議会の権限に属する軽易な事項で、その議決により特に指定したものは、普通地方公共団体の長において、これを専決処分にすることができる。

2 前項の規定により専決処分をしたときは、普通地方公共団体の長は、これを議会に報告しなければならない。

※ 市長の専決処分事項の指定について抄

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、市長において専決処分することができる事項を次のとおり指定する。

- 1 1件300万円以下における和解及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定（交通事故による人身の事故の場合を除く）に関する事
- 2 交通事故による人身の事故の場合において、自動車損害賠償保障法の規定に基づき支払われる保険金額及び自動車損害共済委託契約に基づきてん補される共済金額の合算額の範囲内においてする和解及び法律上市の義務に属する損害賠償の額の決定に関する事
- 3 （略）
- 4 議会の議決を経た工事又は製造の請負契約について、議決を経た契約金額の1割以内の額を減額する変更契約の締結に関する事

報 第 6 号 一般財団法人浜松市清掃公社の令和6年度事業計画について

報 第 7 号 公益財団法人浜松市花みどり振興財団の令和6年度事業計画について

報 第 8 号 公益財団法人浜松市医療公社の令和6年度事業計画について

報 第 9 号 公益財団法人浜松市文化振興財団の令和6年度事業計画について

報 第 10 号 株式会社なゆた浜北の令和6年度事業計画について

報 第 11 号 公益財団法人浜松地域イノベーション推進機構の令和6年度事業計画について

報第6号から報第11号までは、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、報告するものであります。

※ 地方自治法抄

第243条の3（略）

- 2 普通地方公共団体の長は、第221条第3項の法人について、毎事業年度、政令で定めるその経営状況を説明する書類を作成し、これを次の議会に提出しなければならない。

報 第 12 号 令和5年度浜松市繰越明許費繰越計算書

令和5年度浜松市繰越明許費に係る繰越計算書を、地方自治法施行令第146条第2項の規定に基づき、報告するものであります。

※ 地方自治法施行令抄

第146条（略）

- 2 普通地方公共団体の長は、繰越明許費に係る歳出予算の経費を翌年度に繰り越したときは、翌年度の5月31日までに繰越計算書を調製し、次の会議においてこれを議会に報告しなければならない。

報 第 13 号 令和5年度浜松市事故繰越し繰越計算書

令和5年度浜松市事故繰越しに係る繰越計算書を、地方自治法施行令第

150条第3項の規定において準用する同令第146条第2項の規定に基づき、報告するものであります。

※ 地方自治法施行令抄

第150条（略）

2 （略）

3 第146条の規定は、地方自治法第220条第3項ただし書の規定による予算の繰越しについてこれを準用する。

※ 地方自治法抄

第220条（略）

2 （略）

3 繰越明許費の金額を除くほか、毎会計年度の歳出予算の経費の金額は、これを翌年度において使用することができない。ただし、歳出予算の経費の金額のうち、年度内に支出負担行為をし、避けがたい事故のため年度内に支出を終わらなかつたもの（当該支出負担行為に係る工事その他の事業の遂行上の必要に基づきこれに関連して支出を要する経費の金額を含む。）は、これを翌年度に繰り越して使用することができる。

報 第 14 号 令和5年度浜松市水道事業会計予算繰越計算書

報 第 15 号 令和5年度浜松市下水道事業会計予算繰越計算書

報第14号及び報第15号は、地方公営企業法第26条第3項の規定に基づき、報告するものであります。

※ 地方公営企業法抄

第26条 予算に定めた地方公営企業の建設又は改良に要する経費のうち、年度内に支払義務が生じなかつたものがある場合においては、管理者は、その額を翌年度に繰り越して使用することができる。

2 （略）

3 前2項の規定により予算を繰り越した場合においては、管理者は、地方公共団体の長に繰越額の使用に関する計画について報告をするものとし、報告を受けた地方公共団体の長は、次の会議においてその旨を議会に報告しなければならない。

※ 地方公営企業法施行令抄

第19条 地方公営企業法第26条第3項の規定により管理者が地方公共団体の長に対してすべき報告は、総務省令で定める様式により、繰越計算書（継続費に係るものにあつては、継続費繰越計算書）をもつて、翌事業年度の5月31日までにしなければならない。

監報第 8 号 定期監査等の結果に関する報告について

監報第 9 号 例月出納検査の結果に関する報告について

